

職員による不祥事（公有物窃取）に係る政治責任の  
継続的履行を求める決議

本村職員による公有物窃取（被害額約1,980万円）は、財政規模比として、全国町村の類似事案と比較しても重い水準にある。組織としての統治体制が機能しなかった責任は極めて重大であり、さらに現在も警察捜査と職員による調査委員会の調査が継続中で、全容解明及び損害賠償の履行は不確定である。

議会は、被害額・期間・隠匿性の高さ、財政規模と損害賠償の重要性を重く受け止め、政治責任の継続的履行を求めるため、次のとおり決議する。

記

1. 賠償計画が策定され提案可能な段階で、賠償計画及び進捗を議会へ報告すること。
2. 賠償の履行を総合的に判断し、履行不可能な場合は特別職報酬の追加減額措置を提示すること。

賠償計画の継続的履行が見込めると認められる場合は追加減額措置を要しない。

※ 本決議は、令和7年6月定例会議で決定した減額処分を受けた特別職が対象となる。政治上の責任を定めるものであり、特別職個人への損害賠償責任を直接求めるものではない。